

議案第28号

南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年6月18日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

こども基本法（令和4年法律第77号）が施行されたことを踏まえ、南風原町子ども・子育て会議の処理する事務にこども施策についての計画に関する事項を加える必要があるため提案する。

南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

南風原町子ども・子育て会議設置条例（平成25年南風原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」に改める。

第2条中「第72条第1項各号」を「次」に、「処理する」を「行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する計画に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項を調査審議すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。